

介護老人保健施設狭山ケアセンター 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設狭山ケアセンター
・開設年月日	1996年（平成8年）8月8日
・所在地	埼玉県狭山市大字北入曽1443-7
・電話番号	04-2956-7311
・ファックス番号	04-2956-7313
・管理者名	施設長 宮田 和豊
・介護保険事業者番号	(1152780021号)

(2) 訪問リハビリテーションの目的

介護老人保健施設狭山ケアセンター訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（以下、「本事業所」という。）は、介護保険法で定める訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下、「サービス」という。）を提供するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護又は要支援状態にある利用者様の居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なりハビリテーションを行い、利用者様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 介護老人保健施設狭山ケアセンターの運営方針

介護老人保健施設狭山ケアセンターの地域に有する公共性、公益性の重要な役割を踏まえて、利用者様及びご家族に安心、満足、可能性の追及のケアを提供することを運営の基本方針としています。具体的には、次に掲げる事項を施設職員全員が努力し、実現するよう全力で取り組みます。

① 利用者様の処遇

ア 介護保険法の趣旨に沿った適切なサービスを提供し、利用者様の尊厳の保持に努めます。

イ 利用者様の身体機能の維持向上を図るようにサービスを提供致します。

ウ 利用者様の家族とのつながりを密にし、情報の交換を図り、お互いの理解を深めていくよう努めます。

② 職員の資質向上

利用者様へのサービスをより高めるために、職員の資質の向上に努めます。

施設内研修の機会を多くするとともに、関係機関等が開催する研修会に職員を積極的に参加させ、その内容を職員全般に啓蒙するよう努めます。

③地域との交流

施設の主な行事に、地域住民やご家族に声をかけ、お互いの交流を深めて施設への関心と理解を求めるよう努めます。

(4) 施設の職員体制 (2025 年 11 月時点)

	常 勤	非常勤	資格等
・ 医師	1 人	0 人	医師 (施設と兼務)
・ サービス提供責任者	1 人	0 人	作業療法士 (作業療法士と兼務)
・ 作業療法士	2 人	0 人	作業療法士
・ 理学療法士	2 人	2 人	理学療法士
・ 言語聴覚士	0 人	0 人	言語聴覚士
・ 支援相談員	4 人	0 人	社会福祉士ほか
・ 事務職員	1 人	0 人	施設内の事務作業 (老健と兼務)

※兼務あり

2. 主となるサービス内容

- (1) 訪問リハビリテーション計画の立案及び実施
- (2) バイタルサイン測定：血圧、脈拍等の測定
- (3) リハビリテーション：利用者様の心身の機能回復
- (4) 指導：利用者様またはそのご家族様等の介護にあたる方に対しての指導

3. サービス利用にあたりまして

- (1) 利用者様より預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他の有価証券等をお預かりすることは一切ございません。
- (2) 利用者様より預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他の有価証券等が保管されている場所をお聞きすることも一切ございません。
- (3) 利用者様及びご家族の個人情報の取り扱いについては、守秘義務の遵守のもと細心の注意を払います。

4. サービス従事者

- (1) サービス従事者とは、利用者様の訪問リハを提供する本事業所の職員であり、主としてリハビリテーションスタッフ (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)、そしてサービス提供責任者が該当します。
また、契約書及び重要事項説明書は、支援相談員等がご説明させていただきます。
- (2) 利用者様の担当になるスタッフの選任 (担当の変更を含む) は、本事業が行い、ご利用者様が指名することはできません。

本事業所の都合により担当のスタッフを変更する場合は、ご利用者様やそのご家族に対して事前にご連絡すると共に、サービス利用に関する不利益が生じないように十分に配慮いたします。

- (3) 利用者様が、担当のスタッフの変更を希望する場合には、その変更希望理由（業務上不適当と判断される事由）を明らかにして、本事業所までお申し出ください。
業務上不適当と判断される事由がなき場合は、変更を致しかねることがあります。
- (4) 本事業所は、利用者様からの希望による変更も含め、スタッフの変更により、利用者様及びそのご家族等の介護者に対して、サービス利用に関する不利益が生じないように十分配慮いたします。

5. 利用料金（別紙料金表参照）

介護保険法の改正により国が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、サービスの料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものといたします。

6. キャンセル料について

- (1) 訪問日前日の 17 時までにキャンセルの連絡を頂いた場合は、キャンセル料は不要といたします。
- (2) 当日のキャンセルの場合は、1 提供当たりの利用料金の 50%を徴収いたします。
- (3) 連絡がない場合は、1 提供当たりの利用料金及び交通費を徴収いたします。
- (4) 利用者様の病状の急変や入院等の場合には、キャンセル料は不要といたします。

7. 利用料金のお支払い方法

- (1) お支払いは現金のみとなります。
- (2) 毎月 1 日から月末までの利用料金の請求書を月初めに発行します。
- (3) 訪問したサービス従事者にお支払いください。
- (4) 料金受け取り後、領収証をお渡しいたします。

8. 留意事項

- (1) サービス提供の為に利用者様の居宅において使用する水道、電気、ガス、電話等の費用は利用者様の負担となります。
- (2) 訪問予定時間は、交通事情により前後することがあります。
- (3) ハラスメントの禁止

当施設では、利用者様に安全で質の高いサービスを提供するため、また職員が安心して働くことのできる環境を維持するため、契約書に基づき、利用者様およびご家族等による以下の行為を禁止します。

- ① 身体的な攻撃（暴力、体罰等）
- ② 精神的な攻撃（暴言、威圧的な言動、侮辱、SNS 等への誹謗中傷の書き込み等）

- ③ 過大な要求（法令や契約の範囲を超えた不当な要求、執拗な苦情等）
- ④ 性的嫌がらせ（セクシャルハラスメント、卑猥な言動、不必要な身体への接触）
- ⑤ その他、甲等の言動により、サービス従事者の就業環境が著しく害される行為

9. 要望及び苦情等の相談

要望や苦情などは、支援相談員（中川・豊田・中村・杉田）にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただくこともできます。

☎ 04-2956-7311（代表）

また、施設窓口以外の苦情受付窓口として次の窓口があります。

- （1）狭山市役所 介護保険課 〒350-1380 狭山市入間川1-23-5
☎ 04-2953-1111（代表）
- （2）所沢市役所 介護保険課 〒359-8501 所沢市並木1-1-1
☎ 04-2998-9420（直通）
- （3）入間市役所 介護保険課 〒358-8511 入間市豊岡1-16-1
☎ 04-2964-1111（代表）
- （4）埼玉県国民健康保険団体連合会
〒338-0002 さいたま市中央区大字下落合1704番国保会館
☎ 048-824-2568（苦情相談専用）
- （5）東京都国民健康保険団体連合会
〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階
☎ 03-6238-0177（相談・苦情受付専用）

10. 訪問リハビリテーションについて

（1）介護保険証の確認

お申込みに当たり、利用者様の介護保険証等を確認させていただきます。

（2）訪問リハビリテーションサービス

要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画・介護予防サービスに基づき、当施設をご利用いただき、理学療法及び作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。

このサービスを利用するにあたっては、利用者様に関わる医師及び理学療法士、作業療法士など提供にあたる従業者の協議によって、訪問リハ計画が作成されますが、その際、利用者様及びご家族の希望を十分に取り入れ、計画内容については同意をいただくようになります。

（3）営業日

火曜日～金曜日（土日祝日及び12月31日～1月3日を除く）

（4）営業時間

- ① 10時00分～14時00分

（5）通常の事業実施地域

- ① 狭山市全域

- ② 所沢市の一部地域

下富全域・神米金・花園・美原町・岩岡全域・北岩岡・けやき台・所沢新町・北所沢町・向陽町全域・北中・緑町全域・小手指町1～2丁目・松葉町・榎町・青葉台・東狭山ヶ丘1～6丁目

- ③ 入間市の一部地域

東町・扇町屋・春日町1～2丁目・東藤沢1～5丁目、向陽台全域・豊岡1～5丁目

1.1. 緊急時の連絡先

主治医・ご家族等、緊急時の連絡先は、予め担当のサービス従事者より確認させていただきます。サービス提供中にご利用者様の容態に急変等があった場合には下記の連絡先及び居宅介護支援事業所へ連絡致します。

・ご家族様

お 名 前	
電 話 番 号	
備 考	

・主治医

医 療 機 関	
主 治 医 名	
電 話 番 号	
備 考	

1.2. 賠償責任について

- （1）本事業所は、居宅サービスの提供に伴って、当該事業所のサービス従事者の責めに帰すべき事由により、ご利用者様又はそのご家族等の介護者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を補償いたします。
- （2）ご利用者様又はそのご家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、本事業所又は本事業所のサービス従事者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

1.3. 個人情報の利用目的

介護老人保健施設狭山ケアセンターでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

附則 2021 年（令和 3 年）10 月 1 日より施行する
 2025 年（令和 7 年）4 月 1 日改訂
 2025 年（令和 7 年）11 月 1 日改訂
 2026 年（令和 8 年）4 月 1 日改訂
 2026 年（令和 8 年）8 月 1 日改訂

私は、介護老人保険施設狭山ケアセンターを利用するにあたり、利用契約書及び重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者より説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(利用者の代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(事業所)

住 所 埼玉県狭山市北入曽 1 4 4 3 - 7 _____

氏 名 介護老人保健施設 狭山ケアセンター 管理者 宮田 和豊 印 _____

(利用者の連帯保証人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(説明者)

介護老人保健施設 狭山ケアセンター 訪問リハビリテーション

氏 名 _____ 印 _____

説明年月日 令和 年 月 日